

秋田県条例第十八号

秋田県がん対策推進条例の一部を改正する条例

秋田県がん対策推進条例（平成二十三年秋田県条例第八号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一号中「及び地域がん診療連携拠点病院」を「地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。